

75歳以上の
皆さまへ

平成29年4月から、 医療保険料の軽減率が 変わります

75歳以上の方の保険料は、

- ①年収に応じて納めていただく部分（所得割）
 - ②全員に納めていただく定額部分（均等割）
- と、
があります。

1 所得割の額が変わる方

年収 約153万円～約211万円の方

平成28年度までの所得割は、
特例的に**5割軽減**されていましたが、
29年度は**2割軽減**になります。
(均等割の定額部分は変わりません)



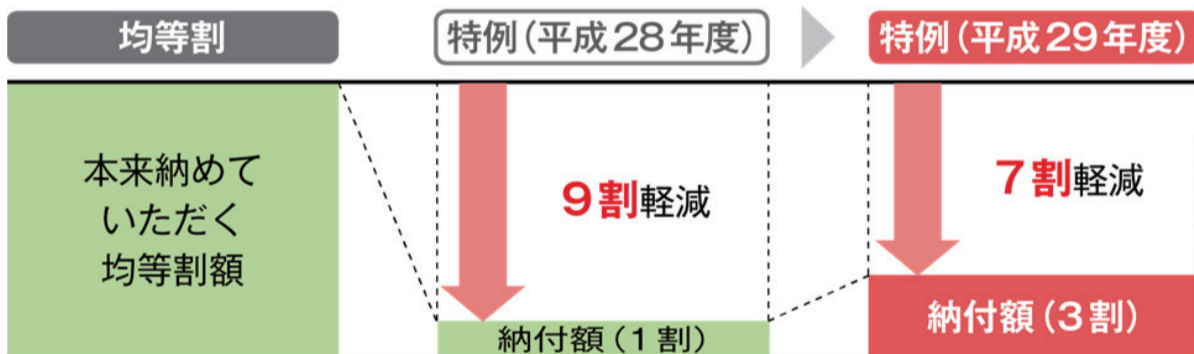
2 均等割の額が変わる方

元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成28年度までの均等割は、
特例的に**9割軽減**されていましたが、
平成29年度は**7割軽減**になります。



※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、
均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。

保険料を年金からの引き落としで納めている皆さまへ

年金からの引き落としの場合、
前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、
後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。

そのため、平成28年度よりも平成29年度の保険料額が増えますが、
実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。

引き落とし額の間違ひではありませんので、
ご注意ください。

【引き落とし額の例】元被扶養者に該当する方の場合

平成28年度の保険料額 年額 4,530円					
700円	700円	700円	830円	800円	800円
4月	6月	8月	10月	12月	2月

平成29年度の保険料額 年額 13,590円					
800円	800円	800円	3,790円	3,700円	3,700円
4月	6月	8月	10月	12月	2月

※実際の金額は、都道府県ごとに異なります。

お問合せは
こちらまで

- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口

厚生労働省 高齢者医療制度

検索



保険料の詳しい内容については、こちらからも確認できます